

開 会 (午前10時00分)

○開会の宣告

○臨時議長(渡邊康男君) それでは、ただいまの出席委員は10名です。出席者が過半数に達しておりますので、これより令和6年第7回富岡町農業委員会臨時総会を開催します。

---

○開議の宣告

○臨時議長(渡邊康男君) 直ちに本日の会議を開きます。

---

○議事日程の報告

○臨時議長(渡邊康男君) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

○仮議席の指定

○臨時議長(渡邊康男君) 日程第1、仮議席の指定を議題とします。

仮議席の指定は、ただいま着席の議席としたいと存じますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○臨時議長(渡邊康男君) 異議なしと認めます。

よって、そのように決定をいたします。

---

○富岡町農業委員会会長の互選について

○臨時議長(渡邊康男君) 次に、日程第2、富岡町農業委員会会長の互選についてを議題といたします。

事務局長の朗読と説明を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読、説明]

○臨時議長(渡邊康男君) 説明が終わりました。

互選と指名推選の2つの方法がありますが、円滑に議事を進めるため、臨時議長を務めている私から、会長の選任方法として指名推選とすることを提案いたします。

採決は挙手にて行います。

会長の互選については指名推選方法を採用することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○臨時議長(渡邊康男君) 挙手全員であります。

よって、会長の互選は指名推選とすることに決定いたしました。

次に、指名者を決定いたします。

この件につきましては、提案した臨時議長を指名者とすることを提案いたします。

採決は挙手にて行います。

指名者を臨時議長とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○臨時議長（渡邊康男君） 挙手全員であります。

よって、指名者を臨時議長とすることに決定いたしました。

それでは、推薦をいたします。富岡町農業委員会の会長に佐藤清隆委員を推薦いたします。

それでは、日程第2、富岡町農業委員会会長の互選についての件を採決いたします。

採決は挙手により行います。

富岡町農業委員会の会長に佐藤清隆委員とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○臨時議長（渡邊康男君） 挙手全員であります。

よって、佐藤清隆委員を会長とすることに決定をいたしました。

それでは、佐藤清隆会長は議長席へご移動をください。

これもちまして臨時議長の職務を解かさせていただきます。皆さん、ご協力誠にありがとうございました。

---

○会長就任挨拶

○議長（佐藤清隆君） それでは、皆様、改めまして、おはようございます。ただいま会長に選任されました佐藤清隆と申します。委員各位のご指導やサポートをいただきながら、会長の重責を精いっぱい務めさせていただきたいと思っております。委員各位のご協力をお願いしまして、挨拶とさせていただきます。よろしくお祈りいたします。

それでは、これより日程その2によって進めます。

---

○富岡町農業委員会会長職務代理者の互選について

○議長（佐藤清隆君） 日程第1、富岡町農業委員会会長職務代理者の互選についてを議題といたします。

事務局長の朗読と説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読、説明〕

○議長（佐藤清隆君） 説明が終わりました。

会長職務代理者の互選については、先ほどと同様に、単記無記名投票、または出席委員に異議がないときは指名推選の方法を用いることができます。

円滑に議事を進行するため、私から、会長職務代理者の互選について指名推選とすることを提案いたします。

採決は挙手により行います。

会長職務代理者を指名推選とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（佐藤清隆君） 挙手全員であります。

よって、指名推選とすることに決しました。

次に、指名者を決定いたします。

ここで、会長職務代理者を指名する者を議長とすることを提案いたします。

採決は挙手により行います。

会長職務代理者を指名する者を議長とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（佐藤清隆君） 挙手全員であります。

よって、指名者を議長とすることに決しました。

それでは、会長職務代理者に林秀樹委員を推薦します。

これより日程第1、富岡町農業委員会会長職務代理者の互選についての件を採決いたします。

採決は挙手により行います。

会長職務代理者を林秀樹委員とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（佐藤清隆君） 挙手全員であります。

よって、会長職務代理者を林秀樹君とすることに決しました。

---

○会長職務代理者就任挨拶

○議長（佐藤清隆君） それでは、林会長職務代理者よりご挨拶をいただきます。

○会長職務代理者（林 秀樹君） それでは、改めまして、職務代理者に指名されました林と申します。会長の補佐として、あと皆様と共に農業委員会頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いします。

○議長（佐藤清隆君） ありがとうございました。

---

○議席の指定

○議長（佐藤清隆君） 次に、日程第2、議席の指定を議題といたします。

事務局長の朗読と説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読、説明〕

○議長（佐藤清隆君） ただいま事務局長から説明がありました。

慣例により1番議席に会長職務代理者を、10番議席を会長と指定し、他議席はくじ引とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（佐藤清隆君） 異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

それでは、くじ引による議席の指定を行います。

事務局長の説明を求めます。

〔事務局長説明〕

○議長（佐藤清隆君） お諮りいたします。

ただいま説明のとおり、くじ引は議席の若い順から行うことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（佐藤清隆君） 異議なしと認めます。

よって、くじ引は議席の若い順からとすることに決しました。

それでは、休議の中でくじ引を行いますので、事務局は準備をしてください。

それでは、暫時休議いたします。

休 議 （午前10時22分）

---

再 開 （午前10時24分）

○議長（佐藤清隆君） それでは、再開いたします。

ここで、事務局長から確定した各委員の議席番号の読み上げを求めます。

事務局長。

〔事務局長 議席番号、氏名を朗読〕

○議長（佐藤清隆君） ただいま事務局長の朗読した議席のとおり指定します。

この後、休議をしますので、ネームプレートを持って、各自自席の移動をお願いします。

暫時休議といたします。

休 議 （午前10時26分）

---

再 開 （午前10時27分）

○議長（佐藤清隆君） これから会議を再開いたします。

---

○会議録署名委員の指名

○議長（佐藤清隆君） 次に、日程第3、会議録署名委員の指名を議題とします。

本日の会議録署名委員は、富岡町農業委員会会議規則第16条第2項の規定により、議長において

1番 林 秀 樹 君

2番 山 口 輝久雄 君

の両名を指名いたします。

---

○会期の決定

○議長（佐藤清隆君） 次に、日程第4、会期の決定を議題とします。

本総会の会期は、本日1日間としたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（佐藤清隆君） 異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

---

○小委員会の設置について

○議長（佐藤清隆君） 次に、日程第5、小委員会の設置についての件を議題とします。

事務局長の朗読と説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読、説明〕

○議長（佐藤清隆君） 事務局長の説明が終わりました。

農業委員会に農地調整委員会及び農業振興委員会の小委員会を設置することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（佐藤清隆君） 異議なしと認めます。

よって、2つの小委員会を設置することに決しました。

---

○小委員会委員の選任について

○議長（佐藤清隆君） 次に、日程第6、小委員会委員の選任についてを議題といたします。

事務局長の朗読と説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読、説明〕

○議長（佐藤清隆君） ただいま事務局長の説明がありました。

小委員会委員の選任は、会長及び会長職務代理者を除く議席の偶数番号の委員を農地調整委員会に、議席の奇数番号の委員を農業振興委員会にとすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（佐藤清隆君） 異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

---

○小委員会委員長及び副委員長の選任について

○議長（佐藤清隆君） 次に、日程第7、小委員会委員長及び副委員長の選任についての件を議題とします。

事務局長の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（佐藤清隆君） それでは、休議の中で小委員会ごとに委員長及び副委員長の選任をお願いいたします。

場所と時間などは事務局長より説明させます。

〔事務局長説明〕

○議長（佐藤清隆君） それでは、暫時休議しますので、小委員会を開催してください。

休 議 （午前10時40分）

---

再 開 （午前10時45分）

○議長（佐藤清隆君） それでは、再開いたします。

ただいま休議の中で各委員会を開催し、委員長及び副委員長を選任していただきました。その結果を議長より報告いたします。

農地調整委員会の委員長には8番の小坂竜也委員、副委員長に2番の山口輝久雄委員が選任されました。

農業振興委員会の委員長には7番の笹山光政委員、副委員長には5番の猪狩秀信委員が選任されましたので、ご報告いたします。

それでは、ここで、会議開始から1時間ほど経過しておりますので、10分程度休議いたします。

休 議 （午前10時47分）

---

再 開 （午前10時57分）

○議長（佐藤清隆君） 再開いたします。

---

○議案第12号 富岡町農地利用最適化推進委員の評価について

○議長（佐藤清隆君） 次に、日程第8、議案第12号 富岡町農地利用最適化推進委員の評価につい

てを議題といたします。

事務局長の朗読と説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読、説明〕

○議長（佐藤清隆君） 今事務局長のほうから説明がありました。そのほか何か確認することはございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（佐藤清隆君） ないようですので、お諮りいたします。

ただいまの事務局長の説明のとおり評価を進めることに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（佐藤清隆君） 挙手全員であります。

よって、そのとおりに決しました。

暫時休議します。

休 議 （午前 1 1 時 1 5 分）

---

再 開 （午前 1 1 時 3 0 分）

○議長（佐藤清隆君） 再開します。

それでは、集計結果について、事務局長より報告させます。

事務局長。

〔事務局長報告〕

---

○日程の追加

○議長（佐藤清隆君） お諮りいたします。

ただいま農地利用最適化推進委員の評価を終えましたので、富岡町農地利用最適化推進委員の選定についてを日程に追加し、議案番号を13として審議し、日程に記載している議案第13号を繰り下げ、議案第14号とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（佐藤清隆君） 異議なしと認めます。

それでは、事務局は追加議案を配付してください。

〔資料配付〕

---

○議案第 1 3 号 富岡町農地利用最適化推進委員の選定について

○議長（佐藤清隆君） それでは、追加日程第 1、議案第13号 富岡町農地利用最適化推進委員の選

定についての件を議題とします。

事務局長の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（佐藤清隆君） それでは、採決は挙手により行います。

議案第13号に記載された10名に富岡町農地利用最適化推進委員として委嘱することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（佐藤清隆君） 挙手全員であります。

よって、議案書に記載の10名を農地利用最適化推進委員として委嘱することに決しました。

---

○議案第14号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

○議長（佐藤清隆君） それでは、日程第9、議案第14号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての件を議題といたします。

事務局長の朗読と説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読、説明〕

○議長（佐藤清隆君） 説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

この件については、過去2回審議している案件であります。したがって、前回からの変更点について、事務局の説明をいただきたいと思っております。

伊本さん。

〔事務局副主幹兼農地調整係長説明〕

資料の9ページをご覧ください。図の上段、左側の1800mmとなっているものは、設置予定のフェンスの高さになります。これまで設置事業者の設置してきたフェンス高は1200mm程度であり、目隠し用ネット設置のため、本申請地では、600mm高く設置されることとなります。フェンスの右側に表示されているものが、太陽光発電施設となり、架台が1795mmから2644mm、角度が10度の設置予定となっております。この設備の高さについてですが、現在設置事業者で使用している製品で、一番低いものとなっております。設置予定のパネルが両面発電が可能なタイプのものであるため、反射光を確保するために必要最低限の高さとなっております。なお、設置業者が町内に設置した、両面発電施設において、記載あったものと同程度の物が設置されていることは確認しております。続きまして、下段の図についてですが、目隠し用のネットを設置した際の、イメージ図となります。下に記載がございますが、実際に設置するものは、白い2mm規格の物になりますが、イメージしやすいように黒いメッシュで表示しております。サンプルについては、次ページに記載しておりますので、

後ほどご確認のほどよろしくお願いたします。フェンスの設置についてですが、隣接敷地との境界から1500mm、離れたところにフェンスを設置いたします。続いてフェンスから2000mm離れた場所にパネルを設置するようになります。メッシュについては、フェンスの上から1500mmの幅で、フェンスの外側から設置することとしております。フェンスの下部300mmがなにも設置されないこととなりますが、敷地の北側の道路が直線ではなく曲がっており、歩行者等の視認性を少しでも高め、安全性を確保するために、事務局側よりなにも設置しないようお伝えしました。またメッシュを白くしたことにつきましては、ある程度の透過性があること、住宅の外壁等でも珍しくない色ということで、選定してございます。事業者として可能な限り、地域や景観に配慮した事業計画を立てて頂いたものであると考えております。

議長（佐藤清隆君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。皆様からご質問やご意見はございますか。

8番、小坂さん。

○8番（小坂竜也君） 個人的には景観に配慮していただいたのかなとは思いますが。今回これ認められた場合に、今後このものの寸法やサイズや方法を基準にガイドライン的なもの、条例的なものも検討していかなければ、次期物件申請あった場合に、この物件との整合性が取れるような形でガイドラインの設定を前向きに考えてはいかないといけないなと問題提起として、意見として発言させていただきます。

○議長（佐藤清隆君） 6番、渡邊さん。

○6番（渡邊康男君） 今の小坂委員の件に関連しますけれども、この景観、これは農地法以前の問題ですけれども、その景観云々等に今回はネットの高さであったり、そういう絡みですけれども、それらについてはガイドラインに載っけるのはいいかと思うのですが、先月会議終了後に局長とお話した中では、今企画課のほうでそういう市街地についてのこういった条例的なものをいろいろ検討されているというふうな話も聞きましたので、この景観だけでなく、富岡のそういった市街地域、市街化の地域についてのそういった条例等をやはり定める必要があるのかなというふうに思う。何か檜葉町では定めておるといふような話も聞きましたので、その辺について早急に町としてもやられたほうがよろしいのかなということで、要望として、意見として付け加えをさせていただきます。

以上です。

○議長（佐藤清隆君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（佐藤清隆君） ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で質疑を終了します。

これより議案第14号を採決します。

採決は挙手により行います。

本案を許可相当とすることに賛成の皆様の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（佐藤清隆君） 挙手全員であります。

したがいまして、本案は許可相当とすることに決しました。

以上で議案第14号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての件を終了いたします。

以上で本総会における全ての日程が終了しました。

---

○その他

○議長（佐藤清隆君） その他、事務局から連絡事項等はございますか。

〔事務局佐藤副主査説明〕

事務連絡です。総会終了後、広報や農業委員会手帳に掲載する写真の撮影を行います。なお、会長および職務代理者は総会終了後、現地調査に向かいますので、先に撮影をお願いします。説明は以上です。

○議長（佐藤清隆君） それで、私と職務代理者は写真撮影後すぐに現地確認があるということなので、ここで一回会議の終了ということで宣言したいと思います。よろしくをお願いします。

---

○閉会の宣告

○議長（佐藤清隆君） 本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、どうもありがとうございました。これで会議を終了いたします。

ご苦労さまでした。

閉 会 （午前12時00分）

上記総会の顛末を記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和6年12月24日

委員 林 秀樹

委員 山口 輝久雄